

令和3年度の受付が
4月から始まります

住宅用太陽光発電システム等設置補助金

市では、一定の要件に該当する住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しますので、希望する方は、設置が決まった段階で受付期間内にお申し込みください。

●対象要件

- ① 北斗市在住、または北斗市に転入予定の方で、北斗市内の自己が所有する既築または新築の住宅に発電システム及び定置型蓄電池を設置する方
- ② 市税などを滞納していない方
- ③ 太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力が10kW未満の住宅用太陽光発電システム及び定置型蓄電池を令和3年度中に新たに設置する方(既に発電システムを設置済で蓄電池を追加購入する場合も対象です。)
- ④ 令和4年3月末までに設置を完了できる方

●補助対象経費

- ア 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器及び設置工事にかかる費用
- イ 定置型蓄電池購入費

●補助金の額

- ア 太陽光発電システム
1kWあたり2万円を乗じて得た額(上限5kW)
- イ 定置型蓄電池
1kwhあたり3万円を乗じて得た額(上限5kwh)または補助対象経費の1/3(上限15万円)のいずれか低い額。

●受付期間

令和4年1月31日(月)までにお申し込みください。なお、申込みが予算に達した段階で締め切ることがあります。

問 市役所環境課環境係 [内線262~265]

空家等を解体する費用を補助します

市では、倒壊のおそれがあるなどで危険な空家等の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空家等の解体工事の費用の一部を補助します。

●対象となる空家等

1年以上居住その他の使用実績がない空家等で、空家法による特定空家等の認定を受けたもの(勧告を受けたものを除く)

●対象者(申請者)

- ・市内に空家等を所有している個人
- ・市税に滞納のない方
- ・申請者及び世帯員が暴力団員でない方

●補助対象事業

- ・建物のほか門や立木など、敷地内の全てのものを除却し更地にする工事
 - ・市内の解体業者等に依頼して行う工事
 - ・申請年度の1月末までに完了できるもの
 - ・他の公的補助と重複していないもの
- ※家財、立木の処分費は対象外です。

●補助金の額

(1)、(2)それぞれア~ウのいずれか低い額となります。

- (1) 住宅、併用住宅(住宅部分が1/2以上のもの)
 - ア 対象費用の1/3
 - イ 国が定める単価で計算した工事費の1/3
 - ウ 30万円
- (2) (1)以外の建物
 - ア 対象費用の1/3
 - イ 国が定める単価で計算した工事費の1/6
 - ウ 15万円

●その他

申請前に特定空家等の認定などの事前確認が必要です。

問 市役所環境課環境係 [内線262~265]

随時募集する住宅

No.	団地名	建築年など	住戸番号	公募する住戸	家賃 (最低~最高)
1	千代田	昭和62年 2階建 エレベーター無	2-2	1階 3LDK 63.1㎡	14,400円~ 40,800円
2	久根別	平成4年 4階建 エレベーター無	10-404	4階 3LDK 67.3㎡	20,000円~ 45,900円
3	茂辺地 中央団地	令和2年 3階建 エレベーター有	1-103	1階 2LDK 63.2㎡	19,100円~ 148,200円

※No.3の住戸は、条件付きで単身の方の申込みが可能です(60歳以上や障がいのある方など)。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/2894.html>

市営住宅随時募集

●公募する市営住宅(左表)

○一般世帯向け住宅3戸(No.1~3)

●入居時期 / 申込みから1か月半程度

●公募期間 / 入居者が決定するまで

※No.3は、4月19日(月)から受付開始

●入居者決定方法 / 申込順(同日に複数の申込みがあった場合は抽選)

●申込先 / 市役所都市住宅課(2階)

※郵送不可

入居資格や、提出書類について、詳しくは窓口にて備え付けの入居応募の手引きをご覧になるかお問い合わせください。

問 市役所都市住宅課建築住宅係 [内線253]